

決議　日本労働組合第十四年度大會は、大日本紡績聯合会が云々の加盟会社の立場に於ける労働者團結の自由を承認し且つ雇傭労働者特に支那に於ける労働者の改善に努力すべき事を警告す。

一九二五年七月五日

大會議長

内田謙士

大日本紡績聯合会傳來

曰本労働組合東京紡工組合第十四年度大會は、中國民衆の大なる痛苦に對し滿腔の同情を表すると共に吾等は貴國民衆と相提攜して、新しき東京の建設に努力せんことを右斯可決議す。

一九二五年七月五日

大會議長 内田謙士

上海工團聯合会傳中 (一通)

右同文決議を民国工團へ二通送附す。

曰本労働組合東京紡工組合第十四年度大會は、我が政府が對支不平等條約を撤廢に關し最も好意ある態度を以て列強を指導し以て鄰邦民衆の福利を増進し東洋平和の確立に貢獻すべき事を警告す。

一九二五年七月五日

大會議長 内田謙士

總理大臣 加藤高明殿

此の決議は、中華民國の新亞、京報、北京益世報、華郵此日報の大新寧堂々と掲載され、我國労働者と中華民國労働者とく新善隣邦に大なる好影響を與へる。